

## 公益社団法人日本パークゴルフ協会指導者に関する規程の一部改正について

公益社団法人日本パークゴルフ協会指導者に関する規程（平成23年2月24日制定）の一部を次の新旧対照表のとおり改正したので報告する。

現 行 規 程	改 正 規 程
<p><b>第1条～第9条 省略</b></p> <p>（資格の認定）</p> <p><b>第10条 省略</b></p> <p>2 指導者資格認定者には、それぞれ連合会、市区町村団体又はコース会員等を経由して認定証（別記様式7）及び<u>アドバイザー章</u>（別記様式8）、指導員証（別記様式9）、を交付する。</p> <p>3 指導者は、指導任務の遂行にあたって、前項の<u>アドバイザー章</u>、指導員証を表示しなければならない。</p> <p>4 指導者は、前々項の<u>アドバイザー章</u>、指導員証を紛失等したときは、<u>指導員証等再交付申請書</u>（別記様式10）を所属する市区町村団体又はコース会員等を経由のうへ提出し、再交付を受けることができる。</p> <p><b>第11条 省略</b></p> <p>（認定手数料等）</p> <p><b>第12条</b> 第8条、第10条第4項及び第11条第4項の規定に関わる、認定手数料、登録料、指導員証等再交付手数料の額は、<u>別表2</u>に定める。</p> <p><b>第13条～第18条 省略</b></p>	<p><b>第1条～第9条 省略</b></p> <p>（資格の認定）</p> <p><b>第10条 省略</b></p> <p>2 指導者資格認定者には、それぞれ連合会、市区町村団体又はコース会員等を経由して認定証（別記様式7）及び<u>アドバイザー証</u>（別記様式8）、指導員証（別記様式9）、を交付する。</p> <p>3 指導者は、指導任務の遂行にあたって、前項の<u>アドバイザー証</u>、指導員証を表示しなければならない。</p> <p>4 指導者は、前々項の<u>アドバイザー証</u>、指導員証を紛失等したときは、<u>指導員証等再交付申請書</u>（別記様式10）を所属する市区町村団体又はコース会員等を経由のうへ提出し、再交付を受けることができる。</p> <p><b>第11条 省略</b></p> <p>（認定手数料等）</p> <p><b>第12条</b> 第8条、第10条第4項及び第11条第4項の規定に関わる、認定手数料、登録料、指導員証等再交付手数料の額は、<u>別表2</u>に定める。</p> <p><b>第13条～第18条 省略</b></p>

現行規程			改正規程			
別表2-1 (第12条関係)			別表2-1 (第12条関係)			
指導者認定手数料・登録料			指導者認定手数料・登録料			
経費の項目	アドバイザー	指導員 (新規・更新)	経費の項目	アドバイザー	指導員 (新規)	指導員 (更新)
手数料	1,900円	2,900円	手数料	1,900円	2,900円	2,900円
登録料	3,900円	6,700円	登録料	3,900円	6,700円	<u>3,700円</u>
計	5,800円	9,600円	計	5,800円	9,600円	<u>6,600円</u>
(別途消費税)			(別途消費税)			
別表2-2			別表2-2			
指導員証等再交付手数料			指導員証等再交付手数料			
指導員証等種別	再交付手数料		指導員証等種別	再交付手数料		
アドバイザー証	<u>1,400円</u>		アドバイザー証	<u>2,000円</u>		
指導員証	2,400円		指導員証	2,400円		
(別途消費税)			(別途消費税)			
(様式8)			(様式8)			
アドバイザー章			アドバイザー証 (55mm×40mm)			
						
(様式10)			(様式10)			
指導員証等再交付申請書			指導員証等再交付申請書			
再交付 アドバイザー章			再交付 アドバイザー証			

附 則

- この規程は、令和2年3月1日から施行する。
- 令和2年2月29日以前に資格を更新すべき指導員が資格の更新を延期し、令和2年3月1日以降に資格の更新をする場合の登録料は、なお従前の例による。